

## 織田政権のモラトリウムと「覇者」の類型（下）

小林 正信

### 第二章 正親町帝と「覇者」の類型

織田・徳川同盟における地位関係について

そもそも戦国期の同盟をどのように位置づけるのか、それがいかなる性格・性質をもつものか、拙著の表題でもあり、より明確にする必要があるのではないかという指摘があった。同盟の概念が、『広辞苑』など辞書が記す意味において、「互いに共同の目的のために同一の行動をとることを約すること。またその結果として成立した提携関係」であるとするならば、同盟の用語を便宜的に使用すること自体に大きな問題はないといえる。

しかしながら慣習的に使用されるこの同盟という用語については、やはり国家理性の追求によってなされたリシユリユー以降における外交戦略・安全保障上のパワー・オブ・バランスの理念を全く投影していないというわけではないので、無意識にせよ、近代のそれと混同する危

険性は秘めていることから整理しておく必要性は認められる。

日本史の歴史用語として同盟と称されることは必ずしも多くない。無論これに類する盟約は戦国期に限らず、合従連衡の中で大小さまざまにあったのであり、たとえば、織田・浅井についても同盟関係にあったといえ、その後、信長に対抗した朝倉・浅井についても同盟関係にあったことは明白であるが、一般的にそのようには言われていない。

現在、日本史の中で同盟の用語が使用される代表的なものとしては、天文末に成立した後北条氏・武田氏・今川氏による三國同盟、永禄十二年六月に成立したとされる上杉・後北条氏間の越相同盟などである。また幕末の「薩長同盟」も挙げられるが、「薩長連合」、「薩長盟約」などとも呼ばれることもあり、その呼称は便宜的である。

この軍事同盟は慶応二年一月二十一日に結ばれ、「今日

より双方皇国の御為、皇威相輝き、御回復に立至り候を目途ニ誠心を尽し」という明確な共通のイデオロギーの下に成立している。そこには人質や縁戚関係などの人格的な結びつきはなく、書面のみという体裁をとっていることが、前近代とは大きな違いである。

領国と君主が家の論理によって拘束される戦国期の軍事同盟は、公私は概ね一体化し、分離されていないことから、婚姻関係によってその地位関係は規定される。個々に偏諱などによっても表現されている。無論当時この地位関係については同盟とは呼ばれていないのである。その範疇を拡大させれば、和議・和談によって敵対関係にはない状態を指すとさえいえる。つまり和約とはすなわち同盟であるとする原則である。それがもつとも顕著な例が、光秀反乱後の羽柴・毛利（小早川隆景・安国寺惠瓊）の関係であろう。清洲同盟と呼ばれた織田・徳川同盟においても、「松平記」は「同（永禄）三年より四年の間、苅屋衆と岡崎衆せり合度々也。然処に信長より水野下野守（信元）を以、元康色々和談の扱有、互に起請文を書、取かはし、和談相済、岡崎衆・尾張衆の弓箭無之候也」としている。

川同盟の最終的な地位関係は足利將軍と関東公方の関係に置きかえられる。両者は開幕以来、軋轢があり、そのため東西複合国家体制は安定を欠いた。織田・徳川同盟はこれに対するアンチ・テーゼでもあり、発展でもあった。しかしこの同盟は明智光秀の反乱と豊臣政権の成立という経緯から家康が主導することになり、あたかも徳川・織田同盟として再編され、それが幕藩体制の基礎となったことは拙著で述べた。したがって拙著は織田・徳川同盟こそが近世史の基軸であるとした。

#### 正親町帝と豊臣政権

拙著の主眼は「將軍義昭と室町幕府体制とを弁別し、信長は前者を否定するもの後者は擁護しているのので、家康（江戸幕府体制）との共通項を認めるといふ点にある。これに対して秀吉は、正親町天皇と一体化した王政復古の担い手で、後醍醐天皇と並ぶ公家一統の『王権』とみなしている」とした三鬼氏の書評とおりであり、的確な理解に感謝したい。

そもそも天皇とは国家の人格化であってその分身ではあるかもしれないが、その性格として国民の代表とか統

もつとも著名な三國同盟は勢力・家格・婚姻関係から見て、対等という認識がなされていたとみなされる。織田・徳川同盟の地位関係は家康の嫡子信康が信長からの偏諱であることで表現される。フロイスは家康を信長の義弟と呼んでいるが、同盟の性格は対等ではないむしろ、儒教的に言えば、徳川の立場は悌の関係にあったと思われ、忠ではない。したがって家康は信長に服従するものではなく、より主体的な観念の上に成り立っていたとみなされる。実際には信長の娘徳姫が信康に嫁入りしているが、徳川方からの人質はいない。織田・徳川同盟については、信長を兄・家康を弟に見立てた兄弟同盟という理解になる。一般に同盟の体裁は対外的、あるいは家臣団に君主間の関係を示すことに狙いがあり、同時に両家の婚姻関係が同盟の証との理解になる。

そこで織田・徳川同盟を東西複合国家体制「武家国家体制」という論理から鑑みれば、家康の遺言が、「関八州の鎮護」であったことに着目する必要がある。徳川幕府は明らかに東国国家として成立している。拙著で指摘したように征夷大將軍の領域は関八州に限られ、関東防衛が全国統治に拡大される構造にその本質がある。織田・徳

合の象徴であったことはない。氏族の代表ではない以上、日本国王ではない。国民の代表では永続性は到底担保できない。したがって天皇は国民ではなく、ほぼ純粹に神々を介して国家と一体化しているからこそ、その存在理由も古代から変わることがない。それが今日まで国家とともに存続している理由とみなされるのである。

ところで、「幕藩体制は、譜代・外様の大名統制と、朝廷（天皇）の非政治化の上に基礎が据えられていた」とし、禁中方御祭目を制定して、天皇とその周辺の公家を現実政治から切り離し、朝廷全体を伝統の中に封じ込めることで、「天皇の非政治化を制度化し、幕府の現実政治における覇権を確定したが、それは完全な天皇非政治化であった」とする大久保利兼氏の歴史認識について大方異論はないであろう。では、なぜ庄倒的に強大なはずの幕府権力はこれほどまでに朝廷の政治化を恐れたのであるのか。それが家康やその中枢の経験則に基づいたものではないとするならば、政治史としては誠に未熟な理解と言わざるをえない。

さて光秀が反乱を起こすにしても、信長・信忠親子、そして家康まで上洛するといつ客観的な背景なくして

は、不可能を可能としなければならぬ以上、あのような軍事行動はありえなかつた事情は歴然としている。したがって直前に三職推任の発議した朝廷と光秀の反乱の連動性については、状況証拠として相当の疑念がある。

しかも光秀はその直後から梯子を外されて没落するが、それを可能とすることができた人物は、拙著では細川藤孝に限定されるとした。その動機とともにそれが客観的に可能か否かの検証が一義的であり、それはあらゆる政治・軍事戦略と戦術の行使が徹底的な可能性の追求によるものだからである。この類の人物として鎌倉幕府を裏切り、六波羅探題を滅ぼした伊賀兼光を連想させるとし、信長に公家一統の政治を期待した三条西実澄に藤孝が古今伝授を通じて深く傾倒し、軍事機密を披露するなど親密な関係にあつたことを拙著は明らかにした。

これは脇田晴子氏が、一条兼良が源氏物語などの著述とともに『日本書紀纂疏』を著して、吉田兼俱や清原宣賢に大きな影響を与えた例から、もう一つ、文化のもつ政治性というか、政治的意義ということを考え、廷臣のなかに文化の最高の担い手を有し、それが天皇中心の思想を散布することの影響は大きい」とした最も顕著

な事例でもある。<sup>(3)</sup>

豊臣政権は公武一体の国家体制であつたが、秀吉は卓越した政治手腕もさることながら、武家階級に属さない、百姓ですらないその出自によって、武家の階級的圧力を緩衝、中和できる方便として導き出された首班に過ぎない。豊臣政権が公家による武家支配であつたとするならば、秀吉は武家ではなく、公家でなければならぬ。そこでその出自を皇胤であるかのごとく公家身分を捏造したことが果たしてなかつたか思い出してもらいたい。

ところで橋本正宣氏は「秀吉は初め將軍を望み足利義昭の猶子となるうとしたが、断られたので関白となつたといわれる。林羅山の『豊臣秀吉譜』による説であるが、これは江戸時代的な儒者の考えからでた出たもので、信じがたい。秀吉は当初から関白への道を選んでいったものと考え、<sup>(3)</sup>としたが、この問題をはじめて体系的に批判し、先行したのは石毛忠氏の「思想史上の秀吉」、豊臣秀吉のすべて(桑田忠親編、新人物往来社、一九八一)である。橋本氏がこの重大な業績を引用していないことは正しい理解が一般化しなかつたことを物語る。なお三鬼氏も同様の主旨で論理的にも実証できないとしている。<sup>(4)</sup>

この通説をそのまま採用することは、征夷大將軍と関白を同一次元でとらえる前提になることから結論が逆転することになる。たとえば、脇田修氏は「天下一統は通常関東・奥羽平定をさす、むしろ国家権力の性格からいえば公武一統を天下一統というべきと考える」として実態的な正しい理解に導くが、「秀吉は信長の後継者として平氏を称し、ついで征夷大將軍を望んで足利義昭の猶子となるうとしたが拒絶された」としているため主客がその後転倒する。「関白は天皇権力との関係でいへば、天皇を補佐して万機に預り政務を視る立場にあつたから、織田政権期において天皇が権力間の調停者の立場をもつたのに対し、豊臣政権では関白が天皇権力に密着して立ち現われ、天皇権力の独自性はいぢるしく低下した」としたが、それは両者が一体化したためである。また脇田氏は「関白は国家権力内部における公家権力の頂点にあつたから、ここにおいて武家権力による国家権力の一統が完成した」とするが、<sup>(5)</sup>豊臣政権は征夷大將軍、幕府と東国国家を否定して国家権力を朝廷に一元化して成立しており、秀吉は公家成りした関白であつたことからそのよつな理解にはならない。

今谷明氏は関白になつた秀吉が天皇の奉書を天正十三年七月二十五日付で下野国高田専修寺住持堯眞僧正御房に出した事実に着目し、天皇の文書を補充する内容の奉書は室町殿にはなく、「義満以後・・・中略・・・領域統治に関して武家が全責任をおう文書体系が成立していたことを物語る。しかるに秀吉は、武家の首長であるにもかかわらず、室町幕府の達成をくつがえした。形式上は、みずから天皇の下僕になり下がり、王朝の忠実な侍大将となる方向を選択したのである」と指摘した。<sup>(6)</sup>この関白の主人への卑屈さは信長の代と同じ習性である。

大局的に見れば、豊臣政権によって世俗権力である將軍・幕府のみならず、秀吉が関白になつたことにより必然的に摂関家と呼ばれた藤原氏の嫡流が世襲してきた摂関制度さえ否定されたが、それは天皇以外の伝統的権威の否定とその一元化を意味する。したがって秀吉ではなく天皇の意思において主導されたとみなされる。つまり秀吉の権力は常に天皇の権威に従属している。逆説的にいえば、家康が関白を五摂家に返還したことなどは公武分離といえる。あるいは権門体制への復帰である。

キリスト教の伝播によって、従来の国家概念・世界観

は劇的な変更を余儀なくされ、究極的には日本の世界が、世界の中の日本かという価値観の転換を迫られた時、朝廷は後の秀吉や家康が踏襲した神国・仏国思想から日本の中華思想である神国主義に基づいた、観念的な古代王朝の世界観によって新しい世界観・宗教観を排除しようとした。武家政権、すなわち義輝と信長は実利的な現実感覚によってキリシタンなど西洋文明をその統治権の中に包括しようとしたことに院周辺は反発し、王政復古に回帰する政治運動を激化させた。

頼朝は右近衛大将を経て征夷大將軍となり、武家政権は東国国家・世俗権力として独立し、やがて武力に基づく全国的な公儀を確立し、承久の乱によって全国統治権を王朝から実質的に獲得したが、この二重権力構造は王朝の公家一統の理念に反する。ところが関白は三鬼氏が述べたとおり、「関白も天皇から補任される官職であるが、万機を掌握して天皇に奏上する任務は天皇と一体化したものであった」という職掌であり、秀吉は自らの武力によって天皇権力に裏づけを与えたことになる。さらに三鬼氏は武家が天皇の大権に属する外交権に抵触するのを避け、室町幕府は日本国王臣源、日本国源某、また

江戸幕府が日本国大君と名乗ったに對して、秀吉は対明冊封關係を否定し、室町幕府の外交方針を転換したが、天皇大権に基づいて関白・日本年号を名のったことにもその姿勢が現れるとした。<sup>6)</sup>

中野等氏は、「三國割割」に關連して、「関白職を設けるのは、中国と日本のみで帝位のない朝鮮には設ける予定がない。これは関白が天皇と『一体的』存在であると認識されていたことの反映である」とし、さらに両者の關係について「関白秀吉はあくまで勲應を請けて、惣無事令を發動するのである。したがって、国内統一のなつた段階にあつても、原理的に天皇は『天下人』秀吉の上位に位置し、勲應のみは秀吉の政治行動を規制し得る可能性を有しつづけることになる」とする理解は政權の本質に迫っている。また中野氏は敗戦によって秀吉は秀次を抹殺し、肅清することで、『豊臣』太閤政權』は国内（関白）と海外侵略（太閤）の役割によって二元化した権力を再び一元化したとする。<sup>7)</sup>強まる武士の階級的圧力に對して豊臣政權は国家による戦争を継続して従属させ、五大老を設けて有力諸大名の連合体としてその勢力の分断を図るが、秀吉の死によって統制できなくなる。

さて自然は飛躍しないのであって、唐突に豊臣政權が前代に準備されずに誕生したというわけではない。その原型は松永久秀である。拙著で指摘したとおり朝廷の意向に従って献金を行い、命を受けて供御を献じ、春日大社の祭祀に費用を負担している。法華宗であつた久秀はキリシタン禁教にも前向きであつた。久秀は永祿七年三月十六日に改元を申請したが、義輝は在京しており、幕府は機能していたため保留になつた。この経緯は永祿の年号が將軍・幕府に無断で改元がなされ、義輝が激怒した事件と無関係とは思われず、永祿八年五月十九日に義輝が弑されるやいなや、同年七月五日には「大うすはらい」がなされた。この事件の首謀者は三好三人衆と朝廷を後見していた久秀であつた。さらに同年十月二十六日に院は三好から預かつていた足利家の神器である小袖鏡をこともあろうに久秀に与えた（『御湯殿上日記』）。院の久秀への肩入れと足利幕府への敵意は明らかである。

義輝弑逆事件後、久秀は義榮を新將軍に擁立する三好三人衆と分裂する。すなわち両者は事件までは運動していたが、その思惑はもともと異なつていたのでないか。ここに武家政權内の抗争と武家政權と朝廷の軋轢が

連立している可能性が認められる。信長の時は、光秀と藤孝は信長を排除するまでは連携したが、藤孝は家康を逃がして、光秀の没落を導き、家康に先んじて秀吉に勝たせるという別の選択をした理由と同じである。思えば、光秀を野に放つた契機は秀吉の一報であつた。

一体、同一天皇の治世下で將軍足利義輝と同等の地位にあつた信長が同様の手法によって相次いで京都で弑されたという事実は前代未聞と言わざるをえない。このような事件は当然、任命権者の權威を著しく侵害する。ところが正親町帝と歴代天皇との反応は全く異なる（本章では帝位<sup>8)</sup>任命権者の観点から正親町帝とする）。源実朝が殺されると、後鳥羽上皇は結局兵を挙げた。足利義教が赤松満祐に殺されると、後花園院は宸筆で加筆して追討の諭旨を書き、明応の政変では臣下が勝手に將軍を廢したことに後土御門院は廷臣を慌てさせるほど激怒した。昭和天皇も二二六事件では決然とした対応を取つたことは有名である。この天皇が両事件後数ヶ月以内に似たことは、「大うすはらい」と「比叡山再興」であつて、故人の根本的な政策変更である。問題の性質からいえば、事前の了解が問われることは当然であろう<sup>9)</sup>。

結局、正親町帝は後醍醐院とイデオロギー的には同じにしても、手法は異なり、直接的な親政ではなく、自身と一体化した関白を天皇の執事とし、より現実的かつ間接的な手法によって天皇支配を実現させたのである。今谷氏の前掲書によれば、天正十三年三月に秀吉は内大臣になった直後から天皇の意思を前提とした文書を発給したという。確かにその文書の中で、「帝都」「敷慮」「諭命」「勅定」「禁廷」などの連呼が始まる。

院は織田政権においても、信長を介さず、明智光秀に命令していることは前章で紹介した。脇田修氏は天皇の権力行使として寺社本所に関する織田政権への勅命について三例を挙げている。中でも天正六年若狭羽賀寺収公の勅命と丹羽（惟住）長秀書状は着目される。

当寺領事、不可有相違之旨、对惟住被立勅使度々被仰理半候、各得其意弥可励国家安全精祈之由、天氣所候也、仍執達如件

天正六年十一月廿九日

右少辨（花押）

若狭国羽賀寺衆僧中

（若狭、羽賀寺文書、『小浜市史 社寺文書篇』）

要求を履行しない正親町帝に対抗して、朝廷を二元化しており、観修寺晴豊さえ「両御所」、『日々記』五月三日の条（と呼ぶほど）二元化は顕在化していた。岩澤應彦氏が指摘しているように親王は信長の意を介して朝廷経営にあたっていた。<sup>61</sup>このような親王の即位阻止・言経ら側近の追放による朝廷の一元化は、天皇と関白の一体化を前提とする院と豊臣政権にとっては必然的な結果でもあった。結局院は幼帝の擁立を前提に譲位する。それは太閤と関白も同じで、秀次が家康をはじめとする分権派に傾けば、除去される構図と同じである。ここでも幼主が登場するが、秀頼が秀吉の実子であるか否かはもはや関係がないとまでいえる。

信長の譲位要求は孝親公記が「織田弾正忠御譲位事可申行之由、頻申入」（天正元年十二月八日の条）と記すように義昭出奔後から再三にわたっている。信長による朝廷の親子二元化という不正常な手段の行使、院の支持基盤である宗教勢力やその与党に対する徹底的な弾圧や排除から考えて、信長が費用を工面できなくなったとか、天皇が高齢で病気がちであったこの理由でそれが先送りされたというような甘い歴史認識は問題にならない。

同年十二月十七日付で長秀は「信長雖御申付候、応勅命悉如先々可令寺納之旨、堅申付候」として信長の命令を撤回して寺領を安堵した。脇田修氏は公卿への勅勅が多々あることから公家・寺社への天皇の権力行使は当然であるとした上で、「天皇は国家権力の頂点にあり、武家にも命令しえたのである」としたが、<sup>62</sup>院もそれを自覚して権力行使しているのである。そして長秀が信長に了解をとっていたことは想定されるにしても、いずれ信長の家臣が天皇に一本釣りにされる事態も想定される。

天皇が信長を関白にしてこれと一体化すれば、その権力行使は限定されない。唐入りなる論理の源泉も国家対国家という概念形成を必然化するが、それは国家の一元化が前提となる。さらに天皇と関白の一元化を不可避とする。信長の譲位要求と天皇の信長への関白任官要求はそれぞれに拒絶された。信長が誠仁親王を担げば、やがてこの天皇は対抗上、より従順な代役を求める。それが政治史の論理であり、二元政治の結末でもある。

ところで当時朝廷は一元化されていたわけではない。誠仁親王や山科言経などは武家との協調路線を志向したのであり、画一的に考えるのは誤りである。信長は譲位

ところで和約とは同盟のことであるという原則に戻れば、羽柴・毛利同盟が成立して数日で西上することができたということは、それを担保する仲介者がいたことを意味する。信長ですら義輝が殺され、入京する環境を整えるまでに三年以上も費やした。『川角太閤記』によれば、秀吉陣中で大村由己が述べた世間の様子を京都と解釈すれば、梅雨（織田政権の崩壊）であっても、そこは「其名花の櫻唯今花盛と見え申候」であり、黒田如水はそれを「吉野の花」として後醍醐院を連想させた。そのサンクチュアリは都のどこを指すのか。

拙著の書評において三鬼氏は豊臣政権を武家政権の流れで対比的に捉えるべきとし、「秀吉は関白に任官し、征夷大將軍を志向しない形で政権を樹立したが、これを武家政治の本流と対立する存在と捉えることは疑問である」とした。その根拠として「秀吉は公帖発給権（室町幕府官寺の住持職補任権）を関白任官後に義昭から奪ったが、それは江戸時代には徳川將軍に引き継がれている。秀吉の発給文書は「御内書」様式が多く、將軍のそれと違いはない。秀吉は『関白家御教書』といった様式の文書を発給していないのである」と指摘した。

ところが、上島有氏は三鬼氏の見解と同様、御内書の文書形式は同じと認めながら、秀吉の料紙の使い方は全く逆であり、本来は「堅紙が正式」主で折紙は略式<sup>13</sup>である<sup>14</sup>とし、秀吉が公帖に用いた檀紙の紙質は室町將軍が使用した檀紙と同じであるが、大きさ・縦横の比率が以前のものと大きく違っているとした。そして秀吉は室町殿の権限を継承しつつも、こと知行関係に関しては秀吉はあくまで折紙<sup>15</sup>従の立場でしかなかったのである<sup>16</sup>と結論づけ、家康は將軍から大御所となって幕府の実権を握ったことから堅紙で知行宛行・知行安堵を行いえたとし、「家康はまったく意味の室町將軍の継承者であつたのである」とした見解は参考にならう<sup>17</sup>。

一方で三鬼氏は「関白外交体制は、天皇の權威と強く結びついたものであるが、古代天皇制国家の对中国交渉のように、秀吉は少なくとも明と同等な立場を保ち、朝鮮以下の諸国に優越する関係を作ろうとした。室町・江戸幕府の、対朝鮮外交との違いは、あまりにも明白である。それは、豊臣政権が武家政権でありながら、公家的性格を強くもつた政権である所以でもある」とした上で<sup>18</sup>、「秀吉の自己神格化は、さきにみた官位制に対する

異常なまでの関心など天皇との関係においてのみ理解されるのではあるまいか」としている。この理解こそが豊臣政権の実像と本質に迫る基準になると私は考える<sup>19</sup>。

しかも三鬼氏は関白外交体制の影響について、キリシタン禁庄と対外貿易・情報の独占を幕府の鎖国政策の柱と位置付けた上で、「朝鮮出兵と鎖国は、外見的には正反對のようにみえるが、両者に内在する論理を、具体的に明らかにすることが必要と思われる」として、近世史全般の主題を巧みに捉えて問題提起しているのである。これは神国主義の論理と矛盾しない。武家政権は天皇を除外して、国家对国家の論理を形成しえないのであり、鎖国は対外関係の緊張によって、天皇と神国（超国家）主義が結びつき、その政治介入が再び内政に及ぶ不測の事態を懸念した結果でもあつた。また三鬼氏は豊臣政権について「全階級統合のうえに、天皇の權威を核に形成された国家」であつたと規定したが、それが武家国家体制<sup>20</sup>「征夷大將軍と東国国家の否定を必然化するものであつたとしたならば、頼朝以来の武家政権の理念に豊臣政権はやはり根本的に反していると言えるのではないか。

#### 天皇の国家原理とキリシタン禁制

村井早苗氏が「キリシタン禁制をめぐる天皇と統一權力 統一政権成立過程における」において、「最初の『大つすはらひ』<sup>21</sup>『伴天連追放』が天皇によつてなされたということは、以後、統一政権の成立過程と分ちがたく結びついて進行する『キリシタン禁制』において、天皇・朝廷が重要な位置を占めるであろうことを予測させる<sup>22</sup>」（『史苑』第四〇巻第二号、一九八〇）として、この問題を提起したことは戦後歴史学の成果の一つである。

朝廷は永禄三年に出された義輝の布教許可を撤回したが、それは永禄八年五月十九日の弑逆事件後から二ヶ月に満たない七月五日という性急なものであつた。これは朝廷による幕府政治への重大な越権行為とみなされる。当時の正親町帝を中心とする朝廷の禁教派の人脈は法華宗信者がまず挙げられる。三位という高位の公家であつた竹内季治、松永久秀などがその信者として知られている。朝廷の代理人朝山日乗も日蓮僧と考えやすい。そして伝統勢力としては永禄六年に比叡山がキリシタンの追放を久秀に主張していた。

さらに安藤弥氏は本願寺の門跡成（正親町院の勅許は

永禄二年十二月十五日）について、キリシタン追放に積極的であつた正親町帝の外戚である万里小路家を取り次いだことは無関係ではないとした上で、「かつて中世仏教の周縁部に位置する異端であり、ときに国家的弾圧を強いられた本願寺と法華宗を、中心部に移動させつつ、正統的な位置に近づけさせる一方で、キリシタンという新たな異端を見出し、それを外部として意識することで、内部に新たな宗教秩序の枠組みを生み出しつつあつたのである<sup>23</sup>」とし、これを「宗教秩序の總体的変革」とみなしている。さらに「この延長線上に豊臣政権によつて設定された大仏千僧会における新儀の八宗のすがたや、キリシタン禁教における『日本宗』の意識が位置付けられるものと考えられよう<sup>24</sup>」としてそれが高度に政治的であつたことを認めている<sup>25</sup>。

比叡山再興の動きは織田政権が崩壊した天正十年十二月には早くも本格化した。比叡山は王朝にとつて欠くことのできない存在であり、天台座主の任命権は天皇の職権の中でも重要なものであつたと解される。すでに焼き討ちから十年余も経過しており、信長の代にその再興が検討されていたとも思えない。正親町院は天台座主に猶

子の青蓮院尊朝法親王を任命した。院は十二月十二日付で毛利輝元に日吉社へ寄進するよう諭旨を出した。京都御所東山御文庫記録』。ここで豊臣政権に近く、キリスト教にもっとも敵対した施薬院全宗が再興の件で秀吉と交渉するが、『天正本山再興之記』、比叡山再興は禁教政策に優先する事情を物語る。あたかも日乗の後継者として施薬院全宗は出現する。

海老沢有道氏が、キリシタン勢力による社寺勢力の粉碎を前代未聞とした秀吉について、その尖兵であった経歴との矛盾を指摘した上で、「それにも拘らず秀吉が神国をふりかざし、神仏混淆の立場に立ってキリシタンを『邪法』と規定した意図は、その集権的封建体制がほぼ完成した政治事情と密接に関連していることを示すものである」とした。<sup>(17)</sup> 正親町院の時代に天皇・アンチキリスト・神国主義は三位一体と化して天皇の国家原理となった。そしてキリシタン大名や宣教師の不当な一円支配もあり、反対勢力をほぼ一掃した豊臣政権によってようやく神国宣言・伴天連追放令がなされたという経緯となる。佐々木潤之助氏は「秀吉の国家自立志向とキリシタンとの対立・矛盾の表面化は時間の問題だったのである」

家を支配し国民を従属させた。

村井早苗氏は元禄三年に長崎に来航したドイツ人医師ケベルが、「キリスト教は先祖伝来の神々を崇拜し、神聖な帝（みかど Mikaddo）を奉ずる」この国の政体と相容れず、国民の和合をやぶり、宗教の合一にもとるものであると断ぜられた」との記事を紹介した上で、「キリシタン排除において、日本国の政治体制のなかに天皇が存在するといふことが、重要な契機になっている」と指摘している。<sup>(18)</sup>

この天皇の国家原理は最新の世界地図にも反応したはずで、中世以来「未法の辺土」、「東国の粟散国」ともいわれたが、このようなコンプレックスが増幅されたことは想像に難くない。それがコンプレックスの権化でもあった秀吉の野心とも重なって大陸侵攻を試みる動機を形成した。豊臣政権は崩壊したが、天皇の世界を拡大しようとする神国主義は滅びず、国家権力によるキリシタン禁制は江戸幕府によっても継承された。それはこの政治闘争における天皇の勝利を意味し、幕藩体制はこの事実そのものを閉国まで封じ込めていたにすぎない。

とし、「対象が宗教であったことの必然的な結果として、国家の国家としての意思や論理が不可欠とされたからである。それはもはや、武力の論理だけでは対応しきれないものであった。ここに秀吉によって「神国」の規定がとりだされてくる」とした。そして「その（神国の規定）弱さを補うものは、国家体制の内的強化しかありえない」<sup>(19)</sup> として国家支配の正統性を確定するために「天皇権威との結びつきの問題が出てくる」、「国家意識の有無こそが、信長と秀吉の違いの重要な基本ではなかったろうかと思えてくる」との結論に至る。その基調は明らかに武家の論理ではなく公家の国家主義である。

ところが、豊臣政権成立以前に正親町院とその周辺はこの国家意識をすでに持ち合わせていた。秀吉の国家意識が信長の生前からのものであったとは思われない。村井氏と佐々木氏の見解から導かれる秀吉の国家意識とは天皇のそれに他ならない。つまり織田・足利新旧武家政権を相殺し、豊臣政権を成立させた政治運動の核心にはこの天皇の国家原理がある。それは消滅することなく、近世を通じて幕末まで生存し続ける。近代に至ってそれは天皇個人と分離されて制度となり、内的生命として国

「覇者」の類型

三鬼氏は、頼朝以来数百年間にわたって武士階級が政治的実権を握っていた中で、「この僅か三十年だけが、征夷大將軍を志向しない権力を出現させたという紛れもない事実があり、それは、天皇・朝廷と武家との関わりについて違いがあることを予想させる」とした。<sup>(20)</sup> 確かに信長は征夷大將軍を志向しなかったが、それを否定していない。問題は秀吉である。そこで將軍・関白、太政大臣についてその類型を具体的に説明する必要がある。

吉田昌彦氏は「王霸論」的秩序に即した統治システムとして、「天皇を『王』、將軍を『覇者』、大名を『諸侯』とし、天皇は本来的に全国統治権を有するとともに將軍・大名を『王臣』として臣属させる一方、將軍は天皇より全国統治権を授けられた存在であり、將軍・大名の間には上司・部下としての指揮・受命関係が存在するのみ」とした。<sup>(21)</sup> これは天皇と諸侯を上下に固定したことにより、統治システムを体系化した画期的な論理形成である。簡略ではあるが、三職の性格については東西複合国家体制を武家支配体制の根幹との観点から、これを筆者なりに図式化した。特に家康の地位の変遷について着目

したい。

【圖者(統治権者)】

太政大臣を前提(信長・右大将・1575)(家康・左大将・1587)  
前右大臣 織田信長……………徳川家康(未完・征夷大将軍)  
徳川家康(大御所)・徳川秀忠(征夷大将軍)  
(1606年から駿府) 1616年家康は太政大臣となる。

【関東の覇者】

天皇 関白 豊臣秀吉 徳川家康(内大臣) 諸侯  
(太政大臣) (1585~1591) 関東入国(1590~)  
坂西は毛利輝元(毛利文書三九六〇)  
(織田信長・1573~1590)  
足利義昭……………足利義氏(左馬頭)  
征夷大将軍 (1568~1588) (1552~1583)  
(豊臣秀頼) 徳川家康……………関東領地の直接支配  
(1603~1605)

いわゆる本能寺の変とは から への転換の失敗であ  
って武家政権は中断し、天皇と関白が直列する とな  
る。そして家康が征夷大将軍から大御所となり、武家政  
権が回復する の過程が となる。 は笠谷和比古氏が  
関東入府以降の家康の地位を「豊臣政権下での事実上の  
將軍制」とし、また秀頼と家康の関係について、「二重公  
儀体制」とした歴史認識によって説明できる。<sup>23)</sup> は辻達  
也氏が秀忠の統率する範囲は関東とその周辺の軍団であ  
るとして「將軍の方式」と呼び、家康はそれ以外の諸大

信長は武家の関白職を否定し、そして家康によっても否  
定される。この事実経緯は近世政治史の根幹でもある。  
橋本政宣氏は天正二年三月から翌年にかけて信長の地位  
に関する極めて重大な史料を三例挙げて紹介している  
が、「ここ」の問題を再検討したい。<sup>24)</sup>

京都者奈良見物二罷下、雑談トテ人ノ申候、信長  
は近江 衛 殿成候、子チャセン八將軍罷成候、悉皆一  
条(晴良)殿へ申、如此候て、一段京都ニテ二条殿御ヲ  
ボへノ由候、関白も信長へ被相渡候て可被下由申トノ沙  
汰也(尋憲記 天正二年三月二十四日条)

又信長去月廿日比上洛、相国寺ヲ城被構、諸塔頭  
悉居取候由候、其身者大正 政 大臣之官位ニ被上、禁  
中守護可仕候由候、近日者南都興福寺之蘭若 審 可被  
切之儀ニ而被越候、以下略(京都聚光院所蔵四月二日付  
寿林充笑續宗訴書状)

抑今度御祈之儀被抽懇丹之由、承及候、然処信長  
公家一統之政道、如五百年以前可申行之由存寄候、併

名を統括し、公儀権力の主宰者として君臨する「公方の  
方式」としてその管轄領域を明示した理解を反映させて  
いる。<sup>25)</sup>

拙著は佐藤博信氏の東西複合国家体制論と笠谷、辻両  
氏の二つの体系的な理解から織田・徳川同盟の研究を通  
じて、信長が京都の統治権者、右近衛大将として天皇を  
守護する立場を経て太政大臣として公儀全体を主宰し、  
同盟の地位関係から関東へは家康を奉じると予測した。  
また家康は豊臣政権下において征夷大将軍の領域的な支  
配権、その実質を獲得しており、名目のみが除外されて  
いた。家康の関東支配が豊臣政権との妥協であったこと  
はその後の展開からも理解できるであろう。豊臣政権は  
これに対抗し毛利輝元の管轄を坂西として配置してい  
る。拙著では豊臣政権の実質が羽柴・毛利連合政権でも  
あるとした。

ところで義昭追放後、天正二年の三月ごろから天皇と  
その近臣たちは「朝儀を再興」、「公家一統」のため信長  
の関白任官への期待を明らかにする。深谷克己氏が「七  
八年の辞官はそのようなコースを経て関白政権をつくり  
あげることを否定した」となると、<sup>26)</sup> としているように、

御法力之高驗感悦無極候、弥此御可被凝丹誠事専一候、  
鳥羽上皇以来数代之御無念、此時天運相改候事、雖未代  
正像末之三時無之道理分明候(柳原家記録「八八所收理  
性院勇助充三条西実澄書状」)

については、「子チャセン(信雄)八將軍罷成候」と  
の記事は、嫡子信忠と次男信雄との混同があるが、信長  
が近衛前久の猶子となり関白となるとの噂が記されてい  
ることは注目される。これは秀吉が関白となった経緯と  
全く同じである。 は信長が太政大臣となるとの記事  
で、天正二年の段階で將軍の地位を義昭から篡奪するこ  
とは不可能であり、独自の將軍を擁立できない以上、そ  
れは公家成であって関白と同じ意味である。信長は公家  
成して右大臣にはなったが、武家関白は否定し、武家支  
配体制「東西複合国家体制を放棄していない。 は実澄  
だけでなく朝廷中枢のイデオロギーが公家一統であるこ  
とを確認できる重要史料である。それはフロイスが記し  
た「人々から服従されてはいないが当六十六カ国すべて  
の最高君主である内裏がかつての名譽や権力や地位に復  
するように証し給つたのだ」(フロイス『日本史』五畿内

編、中央公論社、一六六ページ)とした日乗の言質と一致する。この問題は拙著第四章でも詳述した。

朝廷が信長に期待した理由は一方的なものではない。朝廷に対して信長も頼るところがあつたからである。その際たるものは勅命講和である。たとえば、信長は姉川で勝利した後、三好三人衆と石山本願寺を攻撃に大阪へ出撃するが、比叡山を味方につけた浅井・朝倉の軍勢が攻勢をかけて背後を突かれ、不利となる。武田信玄の動きを考えれば、もっとも厳しい局面であり、そこで義昭と信長は関白・二条晴良に和議の折衝を依頼した。

ところで拙著において信長は「神国」なる言葉を用いたことはないとしたが、奥野高広氏によって見出された<sup>(26)</sup>、宮島敬一氏によって再評価された<sup>(27)</sup>、宛名が消された(浅井長政等と推定)元龜元年十一月信長朱印状の中に「朝家之御事、是又神国之要二候乎、然上者、別而御馳走可申儀勿論之条、不及紙面之沙汰候事」と記してある。これはこの勅命講和に関連し、「依勅宣今度如此令和談之上者」である以上、信長は国家を神国と呼ぶことで朝廷を尊大視し、和談の正当性を主張してその実効を求めたものと解釈できる。なりふり構わない信長の政治家と

のための仕組みが考え抜かれるに違いない。

このようなイデオロギー的系譜の影は幕藩体制が成立した後にも現れる。院から朝敵を免じられ、楠姓に戻って従四位河内守となった信長の右筆楠長諱(正虎)と院との関係は深く、信長の動向は朝廷に筒抜けであつたとみられる。無論長諱は生き残り、信長生前からでもあつたが、秀吉の右筆となる。ちなみにこの長諱の息子正辰が不伝といい、紀伊藩主徳川頼宣にまで謀反の嫌疑がかかるなど幕府を震撼させた慶安事件の首謀者由比正雪の師とされた人物であり、正雪の正(楠正成から連なる)の一字はその偏諱とみなされる。<sup>(28)</sup>

信長の神格化問題について

朝尾直弘氏によって提唱された信長の神格化の問題、その可能性について拙著は十分に明らかにしていないとの指摘があつた。この学説は主に信長の類まれなる個性と安土城の幻想、そして暦の問題やイエズス会宣教師の報告によって形成されている。

朝尾氏は信長が自身を神体とし、総見寺に全国の神体や本尊を集めて拜ませたとする記事などを根拠に挙げ、

しての資質が現れる局面であるが、これは朝廷への借りを意味しないか。

またフロイスに対し、信長はバテレン追放に関して、「すべてを全日本の君であられる内裏に御一任するのみと答えた(前掲、一九九ページ)という。その後この言動は「内裏も公方様も気にするにはおよばぬ」(同二二二ページ)と撤回されるが、ここにいたって信長は朝廷の統治権への介入を問題としている。その言動のブシは両者の力関係が反映されている。

拙著では朝山日乗、松永久秀、細川藤孝、楠長諱、三条西実澄、万里小路惟房・輔房親子、竹内三位、毛利元就・小早川隆景・安国寺惠瓊などは正親町帝の同調者とし、時につれて入れ替わつたにせよこれに秀吉が加われば、相当なことができる布陣であるとした。しかも天皇は新旧宗教勢力に強い影響力をもち、講和の際、その調停の効力は信長も認めていた。院の卓越した朝廷経営により天皇権力は著しく成長していた。信長の譲位要求は関白任官拒否と誠仁親王即位を意味し、院はそれを拒絶するが、対抗策は更迭である。天皇の論理では信長の更迭は人事である。信長の更迭は政変を不可避とする。そ

絶対化・神格化をはかったとするが、この記事について三鬼氏は日本側の記録から確認できないとし、「仮に信長が、全国の神社から神体や本尊の提出を命じたとすれば、神官・僧侶や一般の信徒たちが、黙ってこれに従つたであろうか。死を賭した抗議や反対運動がおこつたと思われるが、神社の由緒書など関係史料からはその微候すら見出せない」とし、信長の死を天罰として説明するための「ことさらに作られたエピソード」とした。<sup>(29)</sup>

脇田修氏は「安土総見寺を建立したことは、安土城と同様に仏神の加護を仰いだことである。フロイスは信長が『生きたる神仏』あると記すが、総見寺には仏像は存在している。盆山を信長の分身・神体にしたというが、信長の思惟様式からみて、飾り物を分身・神体としたとは考えられない。安土城の盆山は遠寺晚鐘の景を描いた座敷におかれており、信仰の対象とは考えにくい」とするなど具体的な批判が発表当初からなされている。フロイスの『日本史』の訳者松田毅一氏もかねてから史料の性格について危険性を警告している。<sup>(30)</sup>また信長が大陸進攻を計画したなどという憶測記事も信じられているが、邦文献からはその予兆すらない。

朝尾氏は「とりわけ織田政権の晩期を研究するべきであると思う。そしてまた、従来の織田政権論が依拠せざるをえず、それゆえにまたその枠から抜け出すことの困難であった『原本信長記』、『信長公記』の史観を、真に克服する試みがなされねばならないであろう」としたが、結局、それはフロイスの記事を冒険的に解釈することであった。

そこでフロイスの記事を正当化させる必要がでてくるので、「かれの『日本史』が示しているように、その観察はするどく、たいていのばあいことからの本質をよく把握していた」として、個々の問題それぞれの真偽を検証して確かめていくのではなく、「一般化している。そして安土山の祭りについて『信長自身は』地上』における最高の神として、あくまで現世の支配者としての絶対性を主張している」とした。

フロイスの記事を裏付けるとした層の問題でも朝尾氏は「天下統合は層の統一を必至とする。信長はみずからこれを制定しようとした。それが科学的に正確であったかどうかはいま問題ではない。天子がかかわり、国がかかわる層の内容を信長がきめようとした、その姿勢はあ

きらかにフロイスの記録した絶対者の姿勢であり、政治理念の表明であった」としたが、<sup>(3)</sup>信長は打診しているだけであって、そうするとは言っていない。

三鬼氏は「当時の社会通念として、人間を神に祀るという場合、非業の死をとげた人の怨霊を鎮める『御霊信仰』があるのみ」としており、<sup>(3)</sup>信長が生前に神格化されたとするならば、邦文献での確証がなければならぬ。また信長が死後に家臣たちから神格化されたことはない。それは『多聞院日記』の天正十六年六月四日の条にある「信長去二日第七廻、指セル追善之闍毛無之」との記事からも明らかである。信長の神がかり的な戦勝や巨大建築よるカリスマ性を飛躍させて神格化したのは朝尾氏の論考以降であり、それは現代である。

#### 『川角太閤記』について

山室京子氏は『太閤記』などの軍記物について、「世評・雰囲気・時代の気分・・・そう言った柔らかなものを掬いあげるには、どうも軍記物のような柔らかな器の方が適しているようだ」と述べて再評価している。<sup>(3)</sup>一方で『信長公記』においても無原則な引用は危険とされて

いる。ところで拙著において王朝と秀吉との関連で重要な論拠として引用した『川角太閤記』の筆者、史料的价值、あるいはその性格の規定については曖昧であり、具体的な検討が必要ではないのかとの指摘があった。そこで若干の考察を述べたい。

この書の研究を学術的にまとめたのは桑田忠親である。<sup>(36)</sup>桑田氏は成立年代の下限は秀忠時代であるとしている。「大阪両度御陣」(巻一)との記載からも概ね妥当とみなされる。この筆者を桑田氏は田中吉政の旧臣川角三郎右衛門としているが、不明とするのが正しい。殿様などの記載がないことから原作者は秀吉と家康に直屬しており、陪臣とは考えにくい。具体的な言及がないことから朝鮮へは渡海していないようである。「御所様」との記載からその後家康に仕え、新参の旗本になった人物と考えやすい。また長谷川秀一を「竹」(巻一)と呼んでいることから元は織田家臣であり、秀吉の組下にいたか安土からの伝令役の一人と類推される。筆者が織田・豊臣・徳川の臣であったという経歴によってその覚書が同僚の旗本から求められたという経緯がありそうである。たとえば佐久間河内守政実・真勝親子などの経歴が該当する。

仮にそうであれば、信憑性は俄然高くなるが、無論今の段階では推測である。

筆者は『信長記』を読んでおり、伝聞については出所を表示していることもあって、信憑性は高いとされる由縁である。特徴的な記述の一例として、巻四の小田原への秀吉出陣に際して次のような描写がある。「上様聚衆より御出被成候日の御出立八朱具足御腰物八六尺余りのはくのし付両腰御柄打さめの上大菱なり、あら縄の腕貫御掛被成候、大きなどひょう但色八光明朱御馬の上に御付被成熊之皮の作り髭白きくり頭巾先八御腰廻りへつき申程なり、御馬鎧八庭鳥の毛」とした上で、道中でそれは替わったという伝聞を記載している。これは筆者の視覚によるもので、その日に見たものをすぐに書きとめたと考えられ、また秀吉を間近で見れる人物である。

また伊賀越えについて「其次第の儀八古き衆御旗本にも可有御座候御尋可被成候事」(巻一)とし、また小田原の陣において「是八皆々存知の如くにて御座候へとも書付申候」(巻四)などの記述から旗本などの間で回し読みすることを前提にしていたと思われる。したがって事実と違えば、批判が出ることも意識しており、筆者の客

観的な姿勢は認められる

ところで『川角太閤記』には安国寺惠瓊と秀吉は面識がなかったとしているように事実と異なる記述がある。「安国寺は下地上方ものにて東福寺にて学もん仕候得共筑前殿を見知不申候」(巻一)としているが、義昭の件で両者は折衝しており、天正元年十二月十二日付「藤吉郎さり」との八の者二て候」(吉川家文書六一〇号)と惠瓊は報告している。重要なのは意図的か否かであるが、一般に両者が会っていることを知っている人物は当時にあっても限定される。直前まで双方が敵対関係にあったことから秀吉による情報操作の可能性があり、その場合、両者の関係には疑惑がもたれよう。『川角太閤記』は意味が解しにくいところが随所にあり、さらに光秀が石高で語るなど時代の経過がよく整理されていないところもある。

筆者は『信長記』を強く意識しており、「信長記と世間の取沙汰相違の事八是迄に御座候」とした上で、「二ツに可被成御覽候」(巻一)として相対させている。そしてその根拠として光秀側の事情を語る山崎長門守、林龜之助の「直口」を根拠に挙げている。両人は実在の人物であ

が崩壊して幕府が減び、秀吉が関白となって天皇と一体化し、誠仁親王を排除して朝廷を一元化し、意のままになる幼帝を擁立したとすれば、勝者は正親町帝となる。

いわゆる本能寺の変の実相とは正親町帝による信長の更迭である。それは政変を不可避とする。院周辺は家康の処遇をめぐる信長と光秀の軋轢を利用して漁夫の利をえた。三職推任は空手形であり、信長・信忠・家康を京に集め、家康だけを逃がして光秀の戦略を破綻させた。光秀の反乱を確実にするには藤孝の誘導が不可欠であり、用が済めば梯子をはずした。それは手段にすぎないが、結果新旧武家政権は物理的に消滅した。そして毛利と即座に和約した秀吉が光秀の首をめくって競争している相手は伊賀越えから反転した家康である。

この時代の分析を大量の情報の混在とともに、困難にしている課題は、名目あるいは形式的支配と実効支配の問題である。それは室町幕府体制下の織田政権、あるいは豊臣政権内の徳川氏の関東支配にも認められる。事実上はそのままで名実一致とはならない。この問題を本稿はモラトリアムとし、それは職掌においても現れるとした。将軍が出奔し、幕府機構と一体化した織田政権は

り、光秀に属していたことも事実と認められる。前者などは前田家の有力家臣である。筆者は何度も彼らと雑談したが、光秀と有力家臣五人との談合はなかったとしている。したがって『信長記』の記事は創作か憶測の可能性が高いことを示唆する。確かに作戦の性質から考えて起請文などの証拠を残す行為や人質をとるなど目立つことを光秀がするとは考えにくい。当代の常道から類推された記事である可能性は高い。さらに筆者は明智陣営だけではなく、出所は明らかでないが、毛利陣営、羽柴陣営、家康陣営を同時に描写して整合性をとろうとしている。筆者は羽柴陣営にいたとみられる。やはり『信長記』を強く意識した巻一がこの著作の核心部分といえよう。なお巻二については阿部一彦氏の批判がある。<sup>7)</sup>

終わりに、正親町帝讓位と信長更迭・

室町幕府を滅ぼしたのは信長ではなく、信長を滅ぼしたのは幕府奉公衆・奉行衆であり、その幕府機構を山崎の戦で壊滅させ、義昭を出家させて將軍職を解き、幕府を名実ともに滅亡させた実行行為者は秀吉であった。その背後には正親町帝がいた。したがって織田・明智体制戦勝の連続と公正な統治によって支配を正当化していたが、実際は不安定なカリスマ的支配であり、結局朝廷と幕府の伝統的・官僚的支配の潜在力は予測を超え、信長は実効支配から永続的な名目的支配・形式を確立させることはできなかった。正親町帝が讓位しなかった最大の理由はその任命権が帝位にあるからである。

十六世紀後半から十七世紀の初期にかけての空前の争乱は、キリスト教伝来による正親町帝を核とする観念的な世界観・宗教観と武家政権の統治権、集権が分権かといった国家観・国家体制をめくっての壮絶な政治闘争の経緯である。同時に階級的危機感から織田・徳川同盟によって武士階級が暴力を独占するための社会構造の再編運動も交差していた。『本能寺の政変』も無論これに包括され、その真実は上層において語るもがなに認識されて現実の政治に反映されていたはずである。したがって三鬼氏『鉄砲とその時代』(や笠谷氏(前掲書)が指摘しているとおり、封建的知行体系≡主従制の原理とは異質な豊臣政権の中央集権的体制・一元的全国統治・国郡制的支配原理は天皇の統治権に帰結する以上、その源泉は律令国家体制を理想としたイデオロギーに内在されている

たとみなされる。

最後に拙著第五章二六六ページの「我等」の解釈において、これは例外なく単数(Ⅰ)であり、複数(Ⅱ)ではないとの指摘があった。この見解は現在の古文書学では定説であり、「我等」は光秀ら奉公衆ではなく、光秀一人を指すと訂正する。本章から拙著第一章の理解により天正元年の將軍義昭追放を出兵に訂正した。また拙稿(上)について、斉藤夏来氏より公帖発給が文禄二年までとする通説は誤りであるとの指摘があった。なお斉藤氏著『禅宗官寺制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇三)に詳しい。拙著について誠に尊い御指摘、ご批判をいただいた先生方に学恩謹んで御礼申し上げます。

註

- (1) 【普及版】『日本歴史大系』12 開国と幕末政治(山川出版社、一九九六)
- (2) 脇田晴子『天皇と中世文化』(吉川弘文館、二〇〇三)
- (3) 橋本正宣『近世公家社会の研究』終章(吉川弘文館、二〇〇一)
- (4) 三鬼清一郎『戦国・近世初期の天皇・朝廷をめぐって』

『歴史評論』(一九九一・四)

- (5) 脇田修『近世封建制成立史論 織豊政権の分析』(東京大学出版会、一九七七)
- (6) 今谷明『武家と天皇 王権をめぐる相剋』(岩波新書、一九九三)新書の関係から注釈がないが、「法雲寺文書」に秀吉の朱印状写しが残る(栃木県史料編中世四)。これは同年七月十三付の正親町院の諭旨(専修寺文書同中世二)にある「任関白下知之旨」の内容を受けている。
- (7) 高木昭作『將軍権力と天皇 秀吉・家康の神国観』(青木書店、二〇〇三)
- (8) 三鬼清一郎『関白外交体制の特質をめぐって』(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』(吉川弘文館、一九八七)
- (9) 中野等『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』序章「文禄・慶長期の豊臣政権」(校倉出版、一九九六)
- (10) 脇田修前掲書
- (11) 岩澤厚彦『三職推任 覚書』『織豊期研究』第四号(織豊期研究会、二〇〇一)
- (12) 上馬有『殿下と將軍 奉書と權紙、折紙と堅紙』、『日本史研究』343(一九九一)

- (13) 三鬼前掲書(8)
- (14) 三鬼前掲書(4)
- (15) 三鬼前掲書(8)
- (16) 安藤弥『本願寺・門跡成ノート』『佛教史研究』第四三号(二〇〇七・一〇)
- (17) 海老沢有道『豊臣秀吉の日本神国観 キリシタン禁制をめぐって』『社会科学ジャーナル』第十七号(一九七九)
- (18) 佐々木潤之助『東アジア世界と幕藩制 講座『日本歴史』5 近世1(東京大学出版会、一九八五)
- (19) 村井早苗『天皇とキリシタン禁制』『キリシタンの世紀』における権力闘争の構図(雄山閣出版、二〇〇〇)
- (20) 三鬼前掲書(4)
- (21) 吉田昌彦『幕末における「主」と「覇者」』(ペリカン社、一九九七)
- (22) 笠谷和比古『関が原合戦と近世の国制』(思文閣出版、二〇〇〇)
- (23) 辻達也『日本の近世2 天皇と將軍』(中央公論社、一九九一)
- (24) 深谷克己『近世の国家・社会と天皇』(校倉書房、一九九一)

- (25) 橋本前掲書(3)
- (26) 奥野高広『血は水より濃い』『日本歴史』五四(一九九一)
- (27) 宮島敬一『浅井氏三代』(吉川弘文館、二〇〇八)
- (28) 進士慶幹『由比正雪』(吉川弘文館、一九六一)
- (29) 三鬼清一郎『鉄砲とその時代』(教育社、一九八一)
- (30) 脇田修前掲書
- (31) 松田毅一『南蛮史料の発見 よみがえる信長時代』(中公新書、一九六四)
- (32) 朝尾直弘『將軍権力の創出』(岩波書店、一九九四)
- (33) 朝尾直弘『大系日本の歴史8 天下一統』(小学館、一九八八)
- (34) 三鬼前掲書(4)
- (35) 山室京子『太閤記は史学に益あり』石井進編『中世をひろげる』(吉川弘文館、一九九一)
- (36) 桑田忠親『太閤記の研究』(徳間書店、一九六五)
- (37) 阿部一彦『太閤記』とその周辺(和泉書院、一九九七)
- (二)ばやし まさのぶ 織豊研究会